

# 平成 29 年度市民大学（A コース） 江戸末期から明治初めの東大和 (2017.06.03)

## I 江戸時代末の東大和

### 1 村の姿

(1) 縦に細く長く、入り込みの激しい七つの村



江戸時代末、東大和市域には七つの村がありました。芋窪村、蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村、清水村です。



・古代・中世には狭山丘陵の谷ッに集落が散在して、奈良橋郷、宅部郷を形成していました。

・天正 19 年(1591)、徳川家康の家臣が当地域に配属され、統治のため、村切りが行われて、芋窪村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、清水村の五か村が成立しました。

・承応 3 年（1654）玉川上水の開削、承応 4 年（1655）野火止用水の開削が行われると、村人達は一斉に野火止用水に向けて武蔵野の原野を開墾しました。概ね延宝期（1673 ～ 80）には野火止用水際まで新田（畑）として開墾が終了しました。

・その後、正徳年間（1711 ～ 15）に奈良橋村から蔵敷村が分離、元文 2 年（1737）に後ヶ谷村の一部が宅部村となり江戸時代末には七つの縦に細長い村が存在していました。

## 集落の形と支配の入り組み



浅井氏によって支配されていました。

東大和市域全体の状況は次のページの通りです。

右の図は高木村の例です。天領と私領にそれぞれ名主

細長い村も村人達の日常生活圏はほぼ、空堀川以北で、南部は一面の畑でした。

水田は村山貯水池に沈んだ地域と丘陵の谷ッにわずかに営まれました。

生産品は「山口領の悪米」と呼ばれ、年貢は金納でした。

## 天領（代官支配地）と私領（旗本支配地）

幕末の村は複雑な支配関係にありました。幕府領の天領と旗本支配地の私領です。

天正 19 年（1591）、徳川家康に任命されて東大和市域に配属されてきた家臣は、寛永 2 年（1625）、江戸市中に屋敷割が実施されるとともに、江戸に住居を移します。

それに伴い、領地の多くが幕府領に移りました。しかし、幕末に至っても、なお、所領の一部が残され、私領として支配関係が残されていました。

幕府領は代官・江川太郎左衛門が支配し、私領は芋窪・高木村が井氏、清水村が



が置かれ、支配地は入り組み、一部は奈良橋村に食い込んでいます。

(2) 清水村村明細帳(天保14年 1843)別添

(3) 安政2年(1855)村高表(里正日誌による)

安政2(1855)年 蔵敷村他六か村村高(里正日誌)・芋久保村

| 蔵敷村  | 215石7斗4升6合<br>除地3畝歩                                     | 江川太郎左右衛門<br>太子堂                                  | 55軒        | 男131人 女143人            | 馬12匹        | 各村共通<br>農間稼<br>男樵・炭焼、女は木綿糸然・同機織、江戸<br>並びに最寄り市場へ持ち出し稼ぎ仕り候<br><br>産物<br>栃・栗、江戸並びに最寄り市場へ持ち出し<br>申し候 |
|------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奈良橋  | 232石9斗2升9合<br>除地2反5畝歩<br>除地6反歩<br>除地6反歩                 | 江川太郎左右衛門<br>靈性寺<br>別当覚宝院(八幡免)<br>同院支配(山王免)       | 59軒        | 男158人 女153人            | 馬23匹        |                                                                                                  |
| 高木村  | 188石4斗8升3合<br>123石4斗8升3合<br>65石<br>除地1反20歩<br>除地5畝20歩   | 江川太郎左右衛門<br>酒井才次郎知行所<br>明栄寺<br>同院支配(権現堂免)        | 29軒<br>27軒 | 男84人 女92人<br>男78人 女74人 | 馬14匹<br>馬7匹 | 芋久保村については福生市史上p756による<br>男女別人口は慶応3年(1867)2月                                                      |
| 宅部村  | 165石<br>除地5畝18歩                                         | 江川太郎左右衛門<br>別当常覚院(御霊免)                           | 40軒        | 男106人 女97人             | 馬11匹        |                                                                                                  |
| 後ヶ谷村 | 203石9斗2升4合<br>除地6畝20歩<br>除地1反5畝歩<br>除地7畝20歩<br>除地5反1畝6歩 | 江川太郎左右衛門<br>御料免<br>円乗院<br>同院支配(愛宕免)<br>同院支配(山神免) | 48軒        | 男129人 女126人            | 馬10匹        |                                                                                                  |
| 清水村  | 372石1斗3升5合<br>46石1斗3升5合<br>326石<br>御朱印高3石<br>御朱印高5石     | 江川太郎左右衛門<br>浅井武次郎知行所<br>三光院<br>別当円達院(氷川明<br>神免)  | 60軒        | 男146人 女154人            | 馬10匹        |                                                                                                  |
| 芋久保村 | 474石0斗6升7合<br>309石0斗6升7合<br>165石<br>御朱印高13石             | 中村八太夫<br>酒井才次郎知行所<br>豊鹿島神社                       | 80軒        | 男220人 女214人            | 不明          |                                                                                                  |

この表は、安政2(1855)年に関東取締出役から、組合構成の村々に村高などの書き出しが求められ、蔵敷村寄場役人から提出された控えが内野家に保存されているものを一覧にした。芋久保村は拜島組合に属していたことから、資料が異なる。

#### (4) 畑作の合間に、駄賃稼・機織り

(2) の清水村明細で明らかなように、東大和市域の村々は水田は村山貯水池に沈んだ地域と僅かな一部の谷ッに限られ、畑作が中心でした。収穫される米は質が悪く、山口領の悪米と評価され、年貢は金納でした。また、武蔵野の赤土を掘り返して開発した畑であり、地味は悪く、肥料の購入を必要としました。そのため、早くから貨幣経済に巻き込まれ、現金収入を得る必要から、村人達は農業の合間に収入を得る稼ぎをしました。農間稼ぎと云われます。

清水村明細帳にその様子が書かれて居ます。他村でも同様に、文久3年(1863)後ヶ谷村明細帳はその実態を次のように記しています。

「馬持ち百姓は柴山に出て薪や炭をつくり、あるいは青梅・飯能・五日市・八王子などで炭薪を買い入れ、馬附けに致し、夜四つ頃から江戸に出かけ、朝方、お屋敷様へ納めて、その日の内に立ち戻って、夜五つ前後に帰ってくる。

- ・柴山に出て薪や炭をつくり、或いは
- ・その日か前日 青梅・飯能・五日市・八王子などで炭薪を買い入れ
- ・夜四つ(午後11時)に出発し、江戸街道(現青梅街道)を夜通し歩いて新宿を経て
- ・朝方 外桜田にある曾我又兵衛宅に着き、炭薪を納める
- ・同じ道を引き返し、夜五つ(午後8時)に帰宅する」としています。

#### (5) 飢饉には80%近くが飢え

生産力が弱い上に、畑作は天候に左右され、特に天保期には天候異変が続きました。そのため、天保8年(1837)には次の表のように飢え人が続出しました。

表7 天保8年 飢人一覧(蔵敷組合)

| 村名  | 石高       | 家数  | 人別   | 村役人<br>富裕者 | 飢人   | 飢人率   |
|-----|----------|-----|------|------------|------|-------|
| 奈良橋 | 132石9293 | 58  | 318  | 51         | 257  | 80.8% |
| 高 木 | 109石508  | 29  | 168  | 30         | 138  | 82.1% |
| 後ヶ谷 | 203石     | 85  | 248  | 51         | 198  | 79.8% |
| 蔵 敷 | 215石7454 | 51  | 246  | 50         | 196  | 79.7% |
| 廻り田 | —        | 62  | 288  | 58         | 230  | 79.8% |
| 宅 部 | —        | 36  | 166  | 35         | 131  | 78.9% |
| 合計  | 661石1827 | 321 | 1434 | 275        | 1150 | 80.2% |

(『天保里正日誌』合計と飢人率は筆者加筆・内野家文書)

(東大和市史 p 205)

## 2 高まる対外的関心

### (1) ペリー来航、品川沖への台場建設

嘉永 6 年（1853）6 月 3 日、ペリーが率いる黒船が浦賀沖に姿を現しました。アメリカ大統領の親書の受け取りを要求、幕府は、長崎への廻航を求め「ぶらかし策」をとります。6 月 6 日、ペリーは江戸湾内へ侵入し、威嚇行動に出ました。老中阿部正弘はついに親書を受けとることを決定、6 月 9 日、ペリー久里浜（横須賀市）に上陸、浦賀奉行戸田氏栄らが日本側全権としてそれを受理しました。

武蔵村山市の指田日記は 6 月 11 日、「江戸に船入ること能わず、諸色高価になる、織物を買う者少なく、値段安く、織る者難渋す」と書き残しています。

東大和市域周辺を治めていた代官江川英龍は海防の専門家であったことから、6 月 19 日、勘定吟味役を命ぜられ、幕政に参加することになります。江川家と親しかった蔵敷村の内野左衛門は豊富な情報を得たことが推察されます。

◎前年の嘉永 5 年（1852）6 月 17 日、千葉卓三郎が出生しています。

### ①品川沖への台場建設、松材伐り出し

江戸湾の緊急防備策が浮上しました。台場建設です。嘉永 6 年（1853）8 月 2 日、江川英龍は海防掛に任命され、品川砲台築造の工事に着手します。指揮は主として江川太郎左衛門がとり、その師高島秋帆がこれを援けて昼夜兼行の突貫作業が行われました。

台場に使う杭木は上州・武州・総州の御林から伐り出され、中藤村の御林がその対象になりました。

指田日記は、嘉永 6 年（1853）9 月 12 日、「御林にて二千本切り抜き、福生村迄出すべき由、仰せ渡さるにより村中車引き人足、御林奉行より十日の内に出し尽くすべき由に付、隣村三ッ木・芋久保・石川・勝楽寺・蔵敷・奈良橋・砂川、右村々に助人足当たる。」と記します。

各村では、村人が人足に徴用され、中藤村の御林の松を切り出しました。切り出された丸太は、嘉永 6 年 9 月、2,247 本、嘉永 7 年 6 月、1,420 本でした。殿ヶ谷村と下草花村からも伐り出されたようです。

|        | 横田村   | 中 藤 村   | 三 木 村 | 砂 川 村 | 芋 窪 村 | 蔵敷村   | 高 木 村 | 奈良橋村  | 勝楽寺村  |
|--------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 嘉永 6 年 | 6 0   | 1 0 6 7 | 3 4 4 | 3 1 5 | 2 0 6 | 7 2   | 9 6   | 8 9   | 1 4 6 |
| 嘉永 7 年 | 6 1   | 2 1 5 5 | 2 8 2 | 4 4 2 | 2 1 6 | 8 0   | 8 2   | 1 0 1 | 1 5 0 |
| 計      | 1 2 1 | 3 2 2 2 | 6 2 6 | 7 5 7 | 4 2 2 | 1 5 2 | 1 7 8 | 1 9 0 | 2 9 6 |

単位 人（「里正日誌」による）

### ②村は献金を求められた

村には、嘉永 6 年（1853）10 月 14 日、予定もしなかった海防献金が求められました。自主的献金

の形を取っていますが、蔵敷組合では 22 人で 44 両を献金しています。富裕な村人達に持ち高に応じて割り付けたと考えられます。

### ③長脇差し・悪徒の取り締まり

ペリーは一旦帰国し、翌、嘉永 7 年（1854）1 月 16 日、今度は旗艦を先頭に大陣容で羽田沖まで乗り込んで来ました。通商開港の要求です。幕府内では上を下への大騒動になったようです。

狭山丘陵周辺の村々も早速対応を迫られます。長脇差し・悪徒を取り締まれの命令が代官江川太郎左衛門から出されています。村では、竹槍持って駆けつけると約束しています。

## (2) 農兵の設置、訓練

東大和市域の村々を代官として支配した江川氏は本拠を伊豆菰山に置き、下田港に近いことから早くから海防に危機感を持ち、対応策として農兵（農民を武装させる）によって下田港を防備する案を幕府に建議していました。幕府は士農工商の身分制度を歪めるとしてなかなか結論を出しませんでした。

しかし、ペリーの来航等を契機として、政治の混乱に乗じて、村々には博徒や盗賊の往来、農民蜂起の動きなど、治安の悪化が懸念されました。村々は江川役所に鉄砲の借用を願い出ています。

対外的にも対内的にも危機感が増す中で、文久 3 年（1863）10 月 6 日、幕府は江川支配の幕府領に限って農兵の設置を認めました。東大和市域にも早々と 11 月 19 日には設置の為の調査が行われ、同月内に設置されています。

|      |     |       |      |     |
|------|-----|-------|------|-----|
| 後ヶ谷村 | 名主  | 勘左衛門  | 28 歳 | 隊頭取 |
|      | 百姓  | 太郎右衛門 | 26 歳 |     |
| 宅部村  | 組頭俵 | 綱五郎   | 25 歳 |     |
|      | 組頭俵 | 初五郎   | 32 歳 |     |
| 高木村  | 組頭俵 | 伝蔵    | 36 歳 |     |
| 奈良橋村 | 名主俵 | 国三郎   | 31 歳 |     |
|      | 百姓俵 | 孫八    | 26 歳 |     |
| 蔵敷村  | 百姓俵 | 佐吉郎   | 37 歳 |     |
|      | 百姓俵 | 泰三    | 20 歳 |     |



現在の山王様 三本杉

◎蔵敷村の名主・内野左衛門が世話役で、この地域の代表者を勤めました。

◎農兵には 1 人 1 ヶ年金 3 両の給与が支給されました。

◎農兵に必要な経費は村の富裕な者に御用金（献金）が命じられました。それによって装備が整えられ、訓練が行われました。芋久保村では 25 両が献金されて、村役人 5 人と百姓 6 人が負担しています。

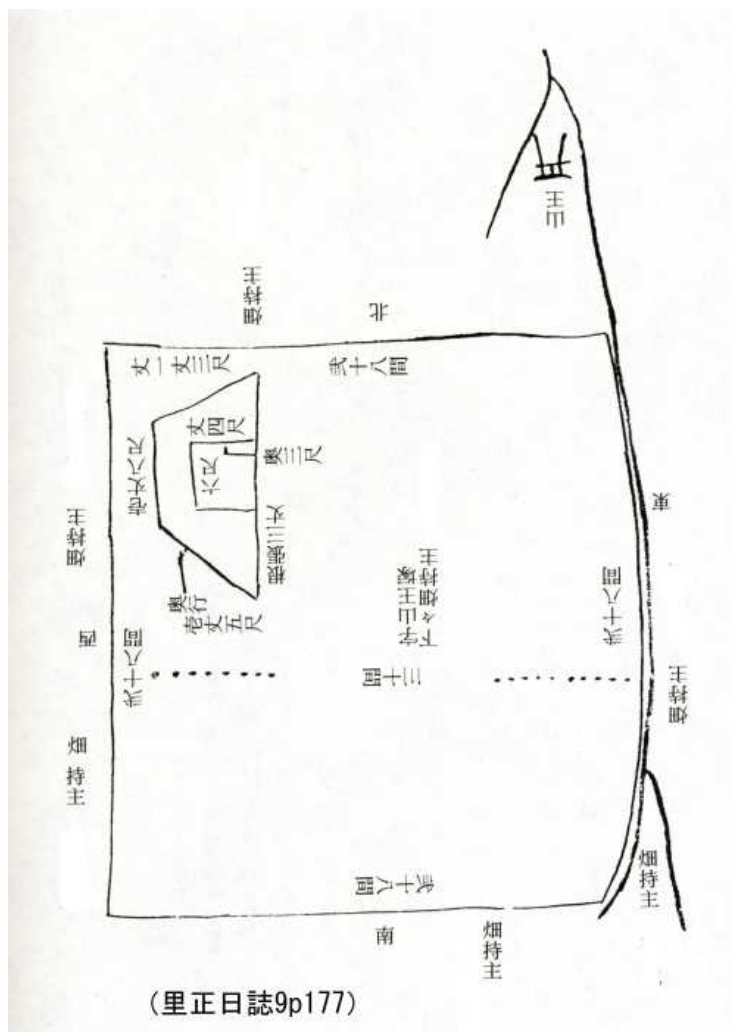
◎農兵には高島流の小筒が貸し渡されました。

◎訓練場・調練場が蔵敷に設けられました。

農兵は銃砲の取り扱い、実弾射撃訓練をしました。

そのため、蔵敷村に射撃場が作られました。山王塚（現在の三本杉）の下の畑地 3 反を使用しました。

使用料2両は組合村で負担しました。北西の一角に栗の木でつくった弾除けを埋め込んだ土手が築かれました。（里正日誌9p177）



### 激動の過程での新たな動き

#### （農兵の江戸警備、大阪出動問題）

①蔵敷組合の農兵は、慶応元年（1865）5月、長州戦争のため警備薄になった江戸の警備に動員を求められました。

②慶応2年（1866）6月14日、江川太郎左衛門支配下の村々の名主が、日野宿へ呼び出されました。第二次幕長戦争に農兵を投入するため、大阪に送る命令を伝えるとの呼び出しでした。

◎この要請に対し、名主は農兵設立の趣旨に違う旨を申し立て、反対の意向を示しました。（翌15日夜、武州一揆が発生しました。）

幕府政治の行き詰まりは、誰の目にも見えてきていました。江川家の命令に従わない名主達はすでに大きな変革のあることを予知していたのでしょう。

#### ◎参考

五日市憲法草案作成と大きく係わりのある学習結社「五日市学芸懇談会」は五日市農兵隊の隊長であった内山安兵衛（数百町歩の山林所有者）が自宅を開放して行われています。

### （3）寺子屋

江戸時代末、東大和市域で行われていた寺子屋については明確ではありませんが、蔵敷村名主内野左左衛門氏が残された『奎翁記録』に次のように記されています。

#### ・芋窪村

神主石井和泉、医師野口養益

蓮花寺俊阿法印、宥済法印、川鍋八郎兵衛祖父等

#### ・蔵敷村

左左衛門高祖父藤八翁、太子堂住職、石原仙左衛門号伴鳳

#### ・奈良橋村

本山修験大徳院教順（復飾して神職押本大膳・愛暦）、本山修験覚宝院承滝（復飾して押本宮内・肇）

高橋某、藪の利左衛門 砂の藪辰の家は算術を能くした

#### ・高木村

妙楽寺の住職、徳川藩士榊原某或は宮鍋哲右衛門（後に巖と改名）

- ・後ヶ谷村

円乗院の住職明舜及びその弟子木村淳賢、後藤兵庫  
杉本勘左衛門の祖父宗賢（医者）

- ・宅部村

榎本繁次郎

- ・清水村

本山修験持宝院

学びの対象は習字が中心でしたが、次の事柄が記録されています。

習字 いろは、仮名遣ひ、名所、村名、国尽消息往来、又は商買往来、百姓往来の類

読本 女子は女今川、女小学、女大学、

男子は実語教、童子教、古状揃・庭訓往来、論語、孟子、易経、唐詩選

- ・太子堂と石原伴鳳

特筆すべきは、蔵敷村の石原伴鳳でした。蔵敷太子堂に碑があります。教え子達が師を称えて建立したものです。碑文は石原伴鳳が享和 2 年（1802）、熊本に生まれ、天保年間（1830 ～ 1843）に蔵敷村に来た事から始まりその人徳を称えています。そして『壺翁記録』には



蔵敷太子堂

「石原仙左衛門（号伴鳳）、天保の初め太子堂にて近隣の子供に習字を教えた。

村の百姓八兵衛の潰屋敷を修繕し、妻を迎えて、豆腐を造り、小児向きの玩具物を行商しながら教育に当たった。

盛んな時は学ぶ者が百人近くになった。

中藤村（現武蔵村山市）から清水村までにおよび、その他遠村より内弟子もあった。」

教えた内容も盛りだくさんです。習字以外に

「素読は唐詩選、五言絶句暗誦、三字教、孝経、論語、孟子、毛詩鄭箋、周易礼記、左氏伝、文選、白氏文集、孔子家語、史記、漢書等」が書き上げられています。（大和町史研究 4 p62）

### ◎注

伴鳳の指導を受けた若者・内野吉次郎は、寺子屋で学んですぐ、上京して学びを重ねます。17 歳で帰村し、明治初年に開設された村の小学校「汎衆学舎」で教鞭をとります。

そして、個人では購入が難しかった新聞を数名の仲間で回覧して読む「新聞購読社」のメンバーとなります。

やがて、内野左衛門と共に初期自由民権運動を力強くおし進め、自治改進黨のメンバーともなって、国会開設、明治憲法制定へと道筋を付けます。



石原伴鳳碑

- ◎安政 3 年(1856) 内野嘉一郎(奎左衛門秀峰) 出生  
文久元年(1861) 4 月 28 日、深沢権八出生(五日市憲法草案と深沢家文書 p50)  
文久 2 年(1862) 4 月 20 日、鎌田喜三出生

### 3 大政奉還、王政復古の頃の村

慶応 3 年(1867) 10 月 14 日、大政奉還、12 月 9 日、王政復古と慌ただしく政局が動きます。江戸では、薩摩浪士隊の攪乱工作が進み、御用盗が出没、商家や町民にも影響が及んできました。東大和市域の村々を治める芝新銭座の江川役所にも警備が必要になります。

江川家から多摩の村々に武州の農兵 200 名を派遣せよとの命令が来ました。東大和市域の村々には 12 月 20 日に届けられています。

- ・村々には派遣反対の空気が広まっていました。
  - ・12 月 23 日、野口村名主と後ヶ谷村名主が代表して「農兵派兵御免」願いを持参しました。
  - ・江川役所は立腹して 23 日から 29 日まで兩人を宿預けにします。
- ◎村の指導者に次の時代への新しい空気が伝わり、村人を守る自己主張の気配が見受けられます。

#### (1) 幕臣の動き

慶応 4 年(1868) 新しい年がはじまります。隣村中藤村の指田氏は日記に書きます。

- ・1 月 1 日、門松を立つる事を止(とど)め、年礼を休す。
- ・2 月 7 日、芋久保村に歩兵 14 名が宿泊。
- ・2 月 8 日、歩兵 500 人が八王子に宿泊。

と歩兵が東大和市域や八王子に宿泊していることを記します。旧幕府側の高島藩<sup>ただまさ</sup>諏訪忠誠の歩兵隊や高遠藩主内藤<sup>よりなお</sup>頼直の一行が、江戸を立って青梅街道や甲州街道を帰国した途中で、その一部が芋窪村に宿泊したことがわかります。江戸詰の歩兵達が分散してさみだれ的に退去したことが推測されます。

そして、一ヶ月後には事態が逆転します。3 月 12 日、高島・高遠両藩役人が「官軍御先鋒御用係」となり、府中宿へ新政府軍のための人足差し出しを芋窪村、蔵敷村、高木村に命じています。

東大和市域を支配していた江川英武は慶応 4 年(1868) 3 月～4 月には、新政府に恭順をしたものと推測されます。慶応 4 年(1868) 6 月 29 日、蕨山県知県事(知事の前身)に任命されています。

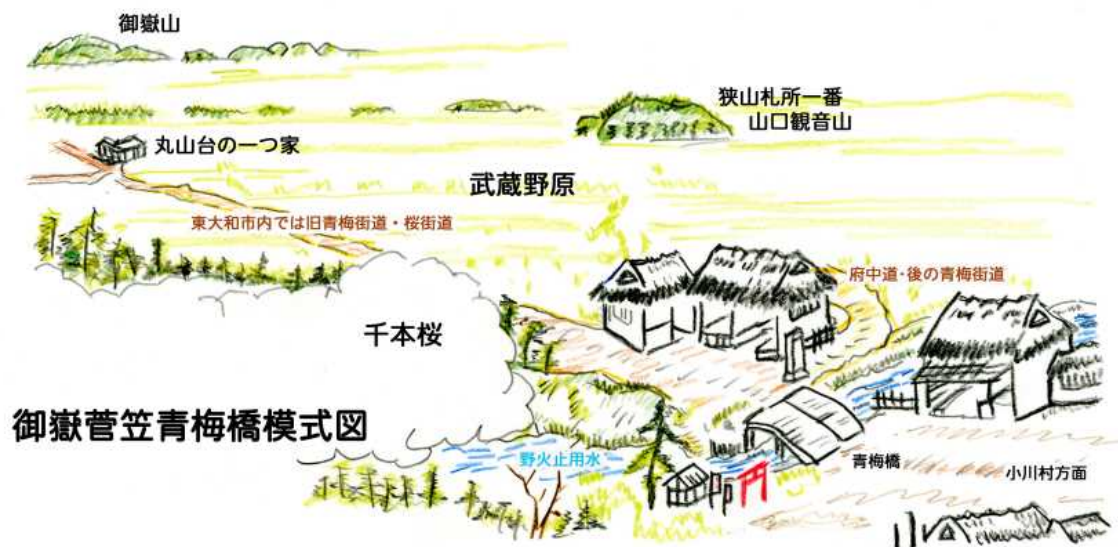
#### (2) 賊徒打殺始末・村関係者の自主判断強まる

慶応 4 年(1868) 3 月 14 日、五箇条の誓文が示され、4 月 11 日、江戸城が開城されます。その時の東大和市域の動きです。賊徒打殺始末として、里正日誌が次のように伝えます。

慶応 4 年(1868) 閏 4 月 16 日、朝 8 時頃、芋久保村の弥五兵衛と儀兵衛が田無村へと出かけました。青梅橋を渡って小川村へ入ります。人家はなく、野中の一本道でした。そこで、大小を差した袴姿の若者と脇差を帯びた二人の男に出会いました。二人はいきなり  
「金子を差し出せ」

と強く迫りました。事によれば斬り殺されるかも知れない気配に、弥五兵衛達は仕方なく所持金の十両余を差し出しました。奪った二人は青梅方面へと向かいます。

弥五兵衛らは後をつけ、青梅橋の茶店に休んでいる二人を見て、大急ぎで村へ戻り状況を告げました。村人達は、すぐ、早鐘（はやがね）・竹洞を吹き立て、近くの村々から大勢の加勢が出て二人を追いかけてきました。三ッ木村の残堀で追いつき、掛け合いました。二人は申し訳ないと申し出ましたので、金子を取りもどし、大小・脇差を取上げて、蔵敷村と芋窪村の地境（現在の都市モノレール・桜街道駅とヤオコーの間）の狐塚（きつねづか）へ引き据えました。



「打首にする、覚悟はどうか」

と申し聞かせると

「是悲なき次第につき、あい任せる。ついては、酒を頂戴したい」

と申します。そこで、青梅橋から酒一升を取寄せ、差し出しました。両人で、呑み終ると、袴着用の方が謡をうたい、「最早、覚悟よろしい」と云いましたので、砂川村の材右衛門と芋窪村の銀蔵が彼らが差していた刀で、首を打落し、その場へ埋めました。

周囲を砂川・小川・中藤・芋窪・蔵敷村の五か村のおよそ五～六百人が取り巻いて居ました。「目覚敷事」でした。（出典 里正日誌第十巻 p 77～78）

この報告は上に上げた隣接五カ村の名主が立ち会い、評決の上で行われました。里正日誌は別の届出書で背後に「農兵」の動きがあったことを記します。

## Ⅱ 明治初めの東大和

### 1 混乱

#### (1) 旧幕臣と村

慶応 4 年（1868）3 月 13 ～ 14 日、勝海舟と西郷隆盛の会談により江戸城の無血開城が決定し、4 月 11 日、開城しました。しかし、村には不安定が続きました。

#### ・彰義隊

慶喜は水戸へ移り謹慎を続けます。慶喜護衛を目的に旗本・直参ら数百名が彰義隊を結成しました。徳川家霊廟守護を名目に上野寛永寺を拠点にして江戸の治安維持活動を名目に集結します。

新政府は慶応 4 年（1868）5 月 1 日、彰義隊の江戸市中取締の任を解任し、武装解除を布告、14 日、討伐の布告が出されました。5 月 15 日未明、長州藩の大村益次郎が指揮する新政府軍は、上野一帯を包囲して、総攻撃を開始、戦闘は半日で終了し、彰義隊は総崩れとなりました。

#### ・振武軍

この彰義隊から脱退して江戸郊外戦を主張して反新政府活動を展開する一派がありました。渋沢成一郎らの「振武軍」で、慶応 4 年（1868）5 月 1 日、田無村の西光寺に本陣を構えました。約 300 人～500 人といわれます。

5 月 3 日、東大和周辺の村々の代表が、振武軍から田無の屯所に呼び出されました。「徳川氏再興のため」として軍資金の拠出要請でした。村々では減額に懸命となりますが、結局 5 月 5 日から 7 日の間に、次の諸村から軍用金が集められました。里正日誌では

|                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| 田無組合村                                 | 7 3 0 両     |
| 所沢組合村                                 | 7 2 6 両     |
| 拝島組合村                                 | 5 0 0 両余    |
| 扇町屋組合村外                               | 7 2 0 両     |
| 日野組合村                                 | 5 ～ 6 0 0 両 |
| 府中組合村                                 | 5 ～ 6 0 0 両 |
| 合計およそ 3400 ～ 500 両としています。（合計金額は合いません） |             |

振武軍の申しつけはさらに高額であったものを「応じられない旨を述べて、差し出した」と伝えられます。5 月 12 日、振武軍は田無から東大和地域を通って箱根ヶ崎に至り、滞留しました。

5 月 15 日朝、上野にたてこもる彰義隊が新政府軍に攻撃されたとの報を受け、直ちに、箱根ヶ崎から上野に向かいます。途中、田無で敗走してきた彰義隊と合隊し、その後は、二手に分かれて一隊は東大和を通り扇町屋へ、一隊は所沢から扇町屋に至り、飯能の能仁寺に立てこもりました。

5 月 23 日、川越藩（400 人）を先頭に官軍 2000 人の攻撃を受け、激戦の結果能仁寺は炎上し、振武軍は敗れました。「飯能戦争」といわれます。

#### ・勝楽寺村事件（博徒・貧民屯集、村の指導者の意識変化）

もう一つ事件を紹介します。幕臣ではなく村人が集結し、村の指導者が解決をしました。

- ・慶応4年（1868）3月24日頃から、棒村(坊村・所沢市)に悪党ども7人が百姓家に押し込み、昼食を出させ、近辺に押し借りをした。
- ・中藤村の名主内野佐兵衛が、蔵敷村の名主・内野左衛門に「最初は14～5人のところ追々相集まり凡そ100人ほどになった。この上はどのような変事になるか、計（はかり）かねるので、とりあえずお知らせする」と連絡してきた。
- ・左衛門は組合村の農兵に召集をかけ、小川村・田無へも「飛札」を差し出した。
- ・左衛門は農兵に「玉カン、玉薬」などを配布し、15～6人を連れて中藤村名主内野佐兵衛宅へ繰り出した。
- ・中藤村では斥候を勝楽寺村へ差し向けた。斥候は根古屋城山に登って様子を見た。三ヶ島・宮寺周辺の博徒どもが立ち交じり、凡そ100人ほどが屯集して、山口谷の村々より炊き出し、酒杯を申しつけ朝飯の最中であることを見届けた。
- ・左衛門一行は中藤から山づたいに勝楽寺村へ繰り込んだ。
- ・上新井村の名主が博徒どもへ掛け合っている最中に農兵が繰り込んで発砲した。屯集勢は散乱した。
- ・左衛門一行は跡々の取り締まりを手筈して勝楽寺村の名主方へ引き上げた。
- ・30日夜、北野、三ヶ島辺の博徒が14～5人城山に屯集、鉄砲持参で大鐘、堀口、新堀辺りへまかり出て、速やかに人足を出せ、不承知の場合は放火すると強談に及んだ。
- ・余儀なく人足を差し出し、北野村、三ヶ島村へは炊き出しを頼んだところ、4月1日、ひとまず鎮静した。
- ・同夜、田無村の名主が農兵隊を召し連れ、小川村まで繰り出したが鎮静したので引き取って貰った。
- ・左衛門は4月2日、勝楽寺村と所沢村に行き所沢名主に尋ねたところ、町谷村、上新井村の両名主が屯集勢と交渉し、「屯集の者共の願いは、当節質屋休業のもの多く、融通に差し支えるので、潤沢になるよう願った。その他に趣意はない」とのことがわかった。
- ・4日、左衛門に、所沢の「酒食渡世武蔵野」へ出向くようにとの要請があった。
- ・三ヶ島村医師、糍谷村、三ヶ島堀之内村、林村、その他最寄りの村役人が、都合7～8人いて、「この度、城山へ屯集した者ども悔悟伏罪し、今後きつと改心し、農業に就くので、お目こぼし願いたい」と云っているとの申し出だった。
- ・不埒な行動は農兵が居ない場合は打ち壊しが始まるかも知れないのでそのままにはおけないとの意見もあったが、内済処分とした。

という里正日誌の記録です。

- ・狭山丘陵周辺から、小川村、田無村まで関わりを持ち
- ・暴徒に対して、農民の出動、交渉、農兵への砲撃指示、内済まで全て名主級で取り仕切っています。
- ・江川代官関係の出場はありません。

◎村の指導体制が変化した様子が読み取れます。やがて、自由民権運動が展開されますが、ここで活躍する名主の多くがその推進者になっています。

◎6月10日から8月31日にかけて、南東北の要地白河小峰城（白河城）を巡る奥羽越列藩同盟側（仙台藩・会津藩・旧幕府歩兵隊・米沢藩・棚倉藩など）と新政府軍（薩摩藩・長州藩・大垣藩・忍藩）との戦い＝白河口の戦い。仙台藩に身を置く千葉卓三郎（17歳）が参戦。敗北しています。

◎慶応4年8月17日、鎌田弥十郎出生（五日市 岸家に婿入り。秋川水力電気会社、五日市鉄道株式会社を設立、五日市町長、阿伎留神社に功績を称えられ、岸忠左衛門翁像が設置されている）

## (2) 高札書き換え

明治元年（1868）11月3日、蔵敷村名主・左衛門が新しい高札の書き換えを願い出ました。

『「太政官高札新掲」

辰(明治元年)十一月六日御高札の墨入れ願  
恐れ多いことですが、書き付けをもって願  
い上げます。

武州多摩郡蔵敷村の惣代名主左衛門が申し  
上げます、このたび、王政御一新の御布告の趣  
をありがたくお受けし、御制札の書き替えをお  
願い致したく、新板三枚を添えてお願い申し上げます

何卒、御慈悲を以て御墨入れをして下されますようお願いいたします、以上。

当御支配所 武州多摩郡蔵敷村 役人惣代 名主左衛門

明治元年辰十一月三日 菰山県 御役所

明治元年（1868）12月19日、従前高札場に掲げられていた4枚を取り去り、新しく3枚を掲げました。内容は、次の通りでした。

### 1枚目

定

- 一 人たるもの五倫の道を正しくすへき事
- 一 鰥寡孤独廢疾のものを憫むへき事
- 一 人を殺し家を焼き財を盗む等の悪業あるましく事

「人間は五倫の道を正しくせねばならぬ」  
「身よりのない者や病人をあわれむこと」  
「殺人・放火・盗賊のような悪業をしてはいけない」



(東大和市史資料編 7p140)

### 2枚目

定

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候を徒  
党と唱ひ、とどうして志立てねかへ事企たつる  
を強訴といひ、或は申合居村居町をたちのき候を  
てうさんと申す、堅く御発度たり、若右類之儀こ  
れあらは早々其筋の役所へ申出べし、御ほうひ下  
さるへく事

「何事によらず徒党、強訴、逃散は厳禁、このようなことがあれば早々その筋の役所へ申し出でよ、ご褒美を下さる」

### 3枚目

定

- 一 邪宗門之儀ハ是迄御制禁之通堅く可相<sup>あいまもるべく</sup>守事
- 一 切支丹宗門之儀ハかたく停止之事

「邪宗門はこれまでのとおり禁制」

「切支丹宗門はかたく停止」



(東大和市史資料編 7p126)

の3枚でした。高々と宣言された五箇条の御誓文の「広く会議をおこし」も、「知識を世界に広め」ありませんでした。特に3枚目のキリシタン禁止は各国からも批判が出ました。

◎明治6年(1873)2月24日、太政官より「従来高札向き義は一般熟知のことにつき向後取り除き・・」との通知を受け、取り除かれました。高札場は「掲示に代用す」として掲示場になりました。

◎立川中央図書館レファレンス

明治4年頃、仙台藩出身の竹内寿貞の布教活動で、砂川村にカトリックが導入され、明治18年には、砂川1番の島田泰之進の敷地内に砂川教会聖堂が完成し、開堂式が行われた。聖堂は、聖トマス教会と命名された。しかし、この頃が教会の最盛期で以後次第に衰退に向かったようである。

◎明治5年頃、砂川村には、村のほぼ中央の五番に高野源兵衛の私塾が、東寄りの八番に村立の郷学「共同学舎」が設けられていた。(立川市史下巻 p1036)

・仙台藩出身の竹内寿定(貞)が永沼(織之丞 後に五日市勸能学校校長)らと一緒に砂川村の豪農砂川源五衛門の食客となり、村塾で青年子弟に撃剣・柔道などを教えていた。(五日市町史 p721)

◎五日市街道と青梅街道の人や歴史の流れに注意。

### (3) 年貢減免運動

明治初年の村の長がいかに労力を使って目的を達成したかの具体例を紹介します。

明治2年(1869)、天候不順でした。1月から雨が多く、6月などは月の内24日間も雨が降る状況でした。お隣の武蔵村山市に伝わる指田日記は

「6月6日・7日 雨。当年山繭(やままゆ)多し。天保(の頃)午・未・申の三ヶ年、山繭多くして酉年に至り、不作続きける故、飢渴の者多くあり、今年又、雨降り山繭多し、夜中、夜着・蒲団を着て、蚊帳をつる者もあり、天保の凶年の時候に似たり、心得あるべし。

当月、大小の雨、二十四日あり」(指田日記 p211)。

と記します。さすがに明治政府の機関も「一宮氷川神社、府内神明宮、日枝神社に、十七日の間、風雨順時五穀成熟の祈願をする」状況でした。

その最中の7月13日、東大和市域の村々は、近年まれな大風、大雨に見舞われました。大木、建家など多くが吹き倒され、丹精込めた作付けが荒らされました。収穫は壊滅的で、立ち直りの見込みもない状況でした。

問題は年貢です。普段通りには納められません。減免を願い出ることに決めました。

9月に入り、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、後ヶ谷、廻り田村の村々で行動を開始します。

先ずは、減免の嘆願です。

#### ・嘆願に菰山県御役所へ

明治2年9月27日朝、芋窪村と蔵敷村の名主が、菰山県御役所(港区)へと出立しました。夕刻に到着、常宿の泉屋に宿泊しました。当時の柴井町にあった宿で、単なる宿泊所と云うよりは様々な情報を提供したり、交換する場でもありました。名主二人は必死になって情報を集めて分析したはずで

9月28日朝、兩名主は菰山県御役所に嘆願書を出しました。年貢の減免、そのための現地調査の要望です。応対した役人の答えは、「今朝方、担当役が県下の情勢を調査に出かけた。廻村先で渡すように」との指示でした。

先ず、何を置いても現地の実情を調査して貰わなければ、減免はあり得ません。二人は大急ぎで帰村します。

9月30日、雨の中を戻り、村々の名主を招集しました。

10月1日、蔵敷村名主・左衛門方に各村の名主が集まり、県の調査員に直接嘆願することを決めました。代表に蔵敷村名主・左衛門と廻り田村名主・太郎右衛門が選ばれました。

#### ・調査団一行を追う

10月2日雨、早朝、二人の名主は出発しました。県の調査団一行はどこに居るのか見当を付けなければなりません。現在の村山貯水池に沈んだ地域を一峰越して、扇町谷村の名主に様子を聞きました。どうやら、黒須村(入間市)へ立ち寄るらしいとの情報を得ます。ともかく坂戸村までと足を速め、坂戸で宿泊します。

10月3日曇り、早朝出立 北へ向かい上吉田村(坂戸市)の名主方へ立寄って情報を聞きます。

調査団一行は、去る28日に中山道大宮を出て、29日比企郡の出丸本郷(川島町)、30日～10月1日野本村(東松山市)、2日山田村(?)、3日廣野村(嵐山町)、4日中爪村(小川町)泊り

らしいと教えて貰います。中爪村で嘆願することにして、越辺川を渡り、比企郡坂本札所岩殿山への細道を山伝いに登り、岩殿観音(東松山)へ参詣。菅谷村(嵐山町)に泊まります。

10月4日雨、中爪村の寄場惣代名主に聞きます。一行はもう少し北の能増村(現・小川町)に泊るとの情報を得ます。雨の中、同村を訪ねます。ここで、ようやく担当役人に会う事が出来ました。

役人は「願いを叶えることはなかなか難しいが、関係書類(内見帳・願書)は預る。いつ行けるかはわからないが、扇町谷村についたらしかるべく回答する」

とのことでした。二人は小川村に泊まります。

10月5日曇、朝出立 帰路を急ぎ、青山峠を越えて日影村(ときがわ町)・五明村(ときがわ町)・本郷川を渡り、田中村(ときがわ町)・桃之木村(ときがわ町)・下瀬戸村(ときがわ町)・成瀬村・越生・今市(越生町)・上野村・毛呂本郷(毛呂山町)・小谷村・長瀬村・葛貫村(毛呂山町)・平澤川を渡り、鹿山村(日高市)で泊まります。

10月6日、双柳村(飯能市)へ出て、野田村・笹井村・根岸村、入間川を越へ、黒須村・扇町谷村に出て、水戸屋で昼食をとりました。そこで偶然にも、菰山県知事・江川氏付添いの役人が同村年寄・太七方に宿泊するとの情報を得ました。これ幸いと、そのまま過ごし、夜、訪ねます。

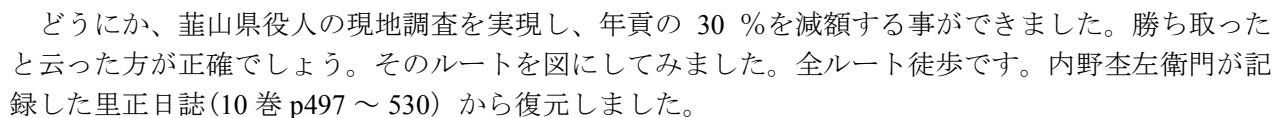
そこで、調査団はいずれは武州多摩郡へ出て、それより入間郡へと見分することを聞き取ります。

この間の状況を記録は「時候伺とともに何かと話し」と淡々と記しています。狭山丘陵北麓まで帰

10月7日、朝出立、昼後に帰宅、早々に村々へ状況を報告しました。

その後の流れは次の通りです。

- 明治2年年貢減免要請關係図



## 2 玉川上水通船

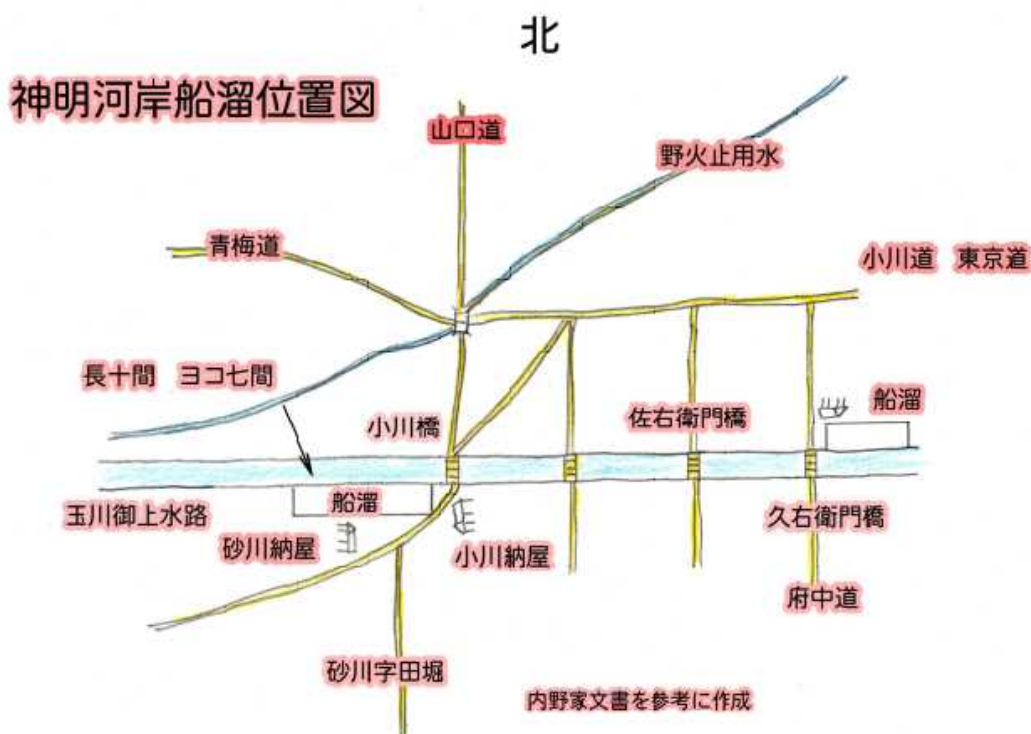
明治2年9月、羽村名主源兵衛、砂川村名主源五右衛門、福生村名主田村半十郎が連名で玉川上水に船による運搬の許可を求めます。理由は

「流域一〇里四方の村々は、古の武蔵野にて薄地軽土(瘦土)のため、穀物はもちろん野菜の栽培には大量の糠、藁灰などを必要とする。これらの物資の付け送りは東京からもっぱら駄馬に頼っている。且つ、水源甲州山中では耕作の地がなく、杉・檜炭薪を東京に出し夫食に替えているが、高値になり、疲弊している。そのような状況下で、これらの輸送は駄馬による搬送のため、近ごろは駄賃が高騰して難渋している。

これら諸物資の大量にして安価な運送のために、玉川上水への通船を許可して欲しい。許可されれば、甲信両州までも影響莫大で、運送価格の引き下げによって、江戸市中の物価の安定にも寄与し、国益第一にしようとするものである。」

とするもので、文久3年(1738)以来要請を続けてきていました。明治3年(1870)4月15日、新政府から許可されます。

- ・5月28日、羽村など6艘の船に極印が打たれ、通船開始(小平市史近現代 p69)
- ・6月2日、蔵敷村名主内野左衛門が船1艘をもって舟運に参加。砂川名主源五右衛門の推挙による。



総数 104 艘の船が玉川上水を行き交いました。運搬物は  
一 下り船積出候荷物、大方山中並びに在々所々より出候、炭・薪・板貫・杉皮・屋根板・諸材木・白箸・下駄・足駄・挽木・垣そだ類、荏・胡マ油・米・雑穀・大豆・小豆・大麦・小麦・絹・紬・木綿・苧糸類、青梅嶋・樹木・野菜類、紙・たばこ・索麵・御馬飼料、其外清浄荷物之分残らず津出これ有りし次第運送仕候積り

- ・運動は継続し、玉川上水の縁を使つての馬車鉄道構想となり、最終的には武甲・甲武鉄道(現在の中央線の前身)の出願へと発展しました。

内藤新宿～八王子間馬車鉄道計画路線図



◎明治5年(1872)内野嘉一郎 17歳で戸主

### 3 地租改正

### (1) 地券の交付

でした。

大きな変化は、新しく地券が交付されたことでした。土地の所有権を国が保証しました。伝は田一筆毎の地価調査が行われました。この事務の執行は各区長が行い、東大和市域では、かつての名主クラスの人びとが携わりました。

## (2) 改正の結果

調査後の耕地面積は各地域によって差がありますが、東大和市域の村々ではこれまでの年貢対象の面積の 2 倍以上になりました。

明治 11 年(1878)8 月、神奈川県各村に新税が施行されました。地租はこの面積に課税されることになりました。

明治 11 年(1878)11 月、各地で見直し願いが出されます。それは取り上げられませんでした。

第 41 表 11 大区 11 小区 村別 耕地面積

| 村 名     | 改 正 反 別                 | 旧 反 別                  |
|---------|-------------------------|------------------------|
| 高 木 村   | 町 反 畝 歩<br>109. 2. 2.04 | 町 反 畝 歩<br>49. 6. 8.00 |
| 清 水 村   | 154. 1. 9.07            | 68. 8. 2.10            |
| 狭 山 村   | 203. 6. 6.07            | 91. 7. 8.15            |
| 芋 窪 村   | 362. 4. 7.06            | 160. 3. 3.23           |
| 蔵 敷 村   | 134. 3. 4.16            | 55. 6. 2.20            |
| 奈 良 橋 村 | 186. 7. 7.08            | 71. 9. 9.15            |
| 計       | 1150. 6. 6.18           | 498. 2. 4.23           |

大和町史 p 326

瑞穂町史は「この改革は明治 14 年（1881）に完成したが、高率金納の圧迫による農民の没落や地主・小作関係などの問題が派生し、いろいろな功罪を残している」（p 986）とし、武蔵村山市史は「結果として重い増租がのしかかることとなった」（下 p89）としています。

◎明治 6 年（1873）深沢権八 勸能学校入学 12 歳

明治 6 年（1873）千葉卓三郎洗礼 ペトル。（自由民権と近代社会 p8）

◎明治 7 年(1874)、千葉卓三郎 2 月から 8 月頃までの間投獄される。（相沢源七 千葉卓三郎の生涯 p 42）

「(千葉は)頻りにハリストス教を宣伝せしかば、当地方の神官、僧侶等これを禁止せんとしたりしかば、ペトル千葉は諸方に於て、神官、僧侶の輩と弁論をなし之を排斥せり、神官、僧侶の輩はペトル千葉を憎み、神・仏に対する不敬の所為ありとて、之を登米の県庁に讒訴（ざんそ）せり。この誣告（ぶこく）によりてペトル千葉は警吏のために縛せられ、審問の末神・仏に不敬を加へたるの罪に問はれ・・・」

## (3) 狭山村の誕生

土地調査は、土地一筆ごとに地番を付けることになりました。その過程で様々な問題が生じました。特に、後に村山貯水池に沈んだ地域では、江戸時代から村々の混在があった場所に土地の所有が移転して、順序よく地番が付けられる状況ではありませんでした。

特に、宅部村と後ヶ谷村の入り混みは激しく、「両村を一ヵ村として、整理された地番を設定する必要」が生じました。



明治 8 年 2 月 25 日、両村の小前一同は、熟談の上、両村の農民 87 人の蓮印をもって、両村を廃止し、新たに狭山村を設ける「村名改称合併願」を十一大区十小区会所に出願しました。翌 3 月、神奈川県令はこれを許可しました。こうして、狭山村が成立しました。

4 徴兵

明治 5 年(1872)2 月、新政府は兵制の統一を図るため、兵部省を廃止して陸軍省と海軍省を設置しました。その上で、明治 5 年(1872)11 月 28 日、国民皆兵をうたった徴兵の詔と告諭を公布し、翌、明治 6 年(1873)1 月 10 日、徴兵令を公布しました。

徴兵令は

- ・ 17 歳から 40 歳までの男子を兵籍にのせ、20 歳に達したものを抽選によって徴兵する
- ・ 3 年間、毎日勤務に服する常備軍に服する。
- ・ 常備服役の後は短期勤務に服する

在郷のまま、第一後備軍を 2 年間「戦時二当リテハ直チ」に召集、  
第二後備軍を 2 年間「全国大挙ノ時」に召集

と合計 7 年間の兵役義務を定めていました。

さらに、常備・後備以外の全国の 17 歳から 40 歳までの男子については、国民軍として「兵籍」に掲載されました。「全国大挙ノ役」に際して「管内ノ守衛ニ供スル」と決められていました。

徴兵令には兵役免除規定が設けられていました。①戸主(一家の主人)やその相続者、②犯罪者、③身体が未発達の人や病弱者、④官吏、所定学校の生徒、洋行修行者、陸海軍生徒、⑤代人料二七〇円の納入者です。「家」を維持する為、戸主は免除されました。そのため、徴兵を逃れるために養子縁組をするものがいました。

第 36 表 明治 7 年徴兵該当者

| B 嘉永 3 年出生 |      |     |      |     |      |     |     |    |  | A 嘉永 2 年出生 |      |     |      |     |      |     |     |    |  |
|------------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|----|--|------------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|----|--|
| 計          | 奈良橋村 | 蔵敷村 | 芋久保村 | 宅部村 | 後ヶ谷村 | 清水村 | 高木村 |    |  | 計          | 奈良橋村 | 蔵敷村 | 芋久保村 | 宅部村 | 後ヶ谷村 | 清水村 | 高木村 |    |  |
| 2          | 1    | 0   | 0    | 0   | 0    | 0   | 1   | 壮丁 |  | 2          | 0    | 0   | 0    | 1   | 0    | 0   | 1   | 壮丁 |  |
| 1          | 0    | 0   | 0    | 0   | 0    | 0   | 1   | 短軀 |  | 8          | 1    | 1   | 2    | 1   | 0    | 1   | 2   | 短軀 |  |
| 0          | 0    | 0   | 0    | 0   | 0    | 0   | 0   | 事故 |  | 0          | 0    | 0   | 0    | 0   | 0    | 0   | 0   | 事故 |  |
| 5          | 1    | 1   | 0    | 0   | 1    | 2   | 0   | 戸主 |  | 3          | 1    | 0   | 0    | 0   | 0    | 2   | 0   | 戸主 |  |
| 7          | 1    | 2   | 2    | 0   | 1    | 1   | 0   | 嗣子 |  | 5          | 1    | 0   | 2    | 1   | 0    | 1   | 0   | 嗣子 |  |
| 15         | 3    | 3   | 2    | 0   | 2    | 3   | 2   | 計  |  | 18         | 3    | 1   | 4    | 3   | 0    | 4   | 3   | 計  |  |

(大和町史 p320)

お金を払うことによって免除されたのが代人料制度でした。270 円の根拠は、歩兵卒一人の一年間の維持費 90 円の常備軍 3 年間分でした。

東大和市域では、明治 7 年(1874)2 月に最初の徴兵検査が行われました。その時の該当者は左表の通りでした。

壮丁が合格者で兵役に就き、短軀以下は免除者です。代人料制度の該当者は居なかった不明です。

『東大和のよもやまばなし』に「大山まいり」「はだか参り」が伝えられます。時代は少し後のことですが「兵隊検査に合格しないように、と祈願した者もありました」と語っています。

5 明治前期の村の産業

明治前期、東大和市域の村々の農産物は江戸時代とは大きく異なりました。大麦・小麦・粟・稗・大豆・米等を中心としてきたこれまでの農業に対して、幕末以来、繭・藍葉・生糸などの新しい生産

物が加わってきました。

第 2 表 明 治 8 年 物 産 額 村 別 順 位 表

|      | 1 位         | 2 位         | 3 位         | 4 位         | 5 位         | 6 位       | 7 位       | 8 位         |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 高木村  | 木綿縞 (960) 円 | 大 麦 (290) 円 | 小 麦 (280) 円 | 藍 玉 (250) 円 | 夏蕎麦 (236) 円 | 粟 (213) 円 | 粟 (200) 円 | 生 糸 (200) 円 |
| 清水村  | " (1800)    | 米 (334)     | 大 麦 (218)   | 黒川炭 (180)   | 小 麦 (160)   | 蕎 麥 (160) | 蕎 麥 (138) |             |
| 鉄山村  | " (2250)    | 大 麦 (444)   |             |             |             |           |           |             |
| 芋久保村 | " (4200)    | 大 小 麦 (800) | 大 麦 (600)   | 米 (507)     | 粟 (480)     | 蕎 麥 (300) | 蕎 麥 (288) | 薩摩藩 (240)   |
| 蔵敷村  | " (1820)    | 大 麦 (308)   | 大 小 麦 (266) | 藍 玉 (240)   | 蕎 麥 (238)   |           |           |             |
| 奈良橋村 | " (1200)    | 大 藍 玉 (770) | 黒川炭 (416)   | 粟 (372)     | 大 麦 (369)   | 大 麦 (328) | 醬 油 (319) | 夏蕎麦 (285)   |

(大和町史研究 9 p 3)

明治 8 年 (1875) の村別物産額は上表の通りです。全村を通して木綿縞の生産額が第一位を占めています。産額も群を抜き、2 位以下がさほど差が無いのに対して 1 位と 2 位の差は 2 倍から 6 倍の差があります。木綿縞に関連する藍玉も上位を占め、蕎・生糸などが続きます。

大麦・小麦・米などの穀物は自家用に充てるものによって来たことをあらわしているようです。但し、木綿織りや生糸が村の産業になったわけではなく、賃機や養蚕で生計補充の色彩が強いと考えられます。

## 6 明治の学校

### (1) 郷学校

明治 2 年 (1869) 2 月、新政府は府県施政順序を出し、「小学校ヲ設ル事」を打ち出しました。読み書き算を学ぶと同時に、忠孝の道を習得させることが目的とされました。京都、東京に小学校が設立されますが、地方では郷学校を設立することになりました。

高木、後ヶ谷、宅部、廻田、糸川、南秋津、小川、小川新田、廻田新田、榎戸新田、平兵衛新田、上谷保新田の 15 か村で構成する小川村組合では、明治 4 年 (1871) 4 月 1 日に、小川村の小川寺に仮開校することを決めています。

菰山県では、明治 4 年 4 月 28 日、戸籍区 1 区に 1 ヲ所、「区内村々有志之輩子弟八歳ヨリ十五歳迄之者が、毎日学校へ出て、素読・習字・算術等を学習する」「仮郷学校」を設置することになりました。

その後、明治 4 年 7 月 26 日、菰山県庁から「達し」が発送されました。

- ・仮郷学校の場所 区内の寺院を取り設け、かつ師範の者など取り決め・・・
- ・右の件々区内区長村役人共 篤相心得、師範の者人撰致し、早々稽古相始め候・・・

と記されています。明治 4 年 (1871) 8 月 1 日、小川村組合は、小川村の小川寺に、「仮郷学校」を正式に開校しました。教科は四書五経や日本書紀などでした。

◎明治 4 年 (1871)、蔵敷村内野左衛門の長男嘉一郎 (後の秀峰) が助教として勤務しました。16 才。

◎明治 4 年 (1871)、千葉卓三郎は「六月ヨリ同八年四月マテ 東京駿河台ニ於テ魯人ニコライニ就キテギリシヤ教ヲ学ビ、・・・」(履歴書)とされます。

## (2) 村の小学校

明治5年(1872)8月2日、明治政府は「学制」を頒布し、村に小学校の設立を定めました。

- ・学校は小学・中学・大学の三段階とする
- ・国民全般に開放し、学齢児童をすべて小学校に収容する
- ・全国を八大学区に分け、一大学区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区に分け、一学区ごとに、それぞれの学校を一校ずつ置く。(大和町史 p331)
- ・フランスの制度にならった中央集権的な学区制であった。(東村山市史)とされます。

東大和市には次の5つの小学校がつけられました。

| 小学校名                             | 設置した村    | 場所       | 教員         |
|----------------------------------|----------|----------|------------|
| 小禎学舎<br><small>しょうていがくしゃ</small> | 芋窪村      | 豊鹿島神社神官宅 | 神官・石井以豆美   |
| 汎衆学舎<br><small>はんしゅうがくしゃ</small> | 蔵敷村      | 太子堂      | 寺子屋・石原伴鳳   |
| 厳玉学舎<br><small>げんぎよくがくしゃ</small> | 奈良橋村     | 雲性寺仮本堂   | 僧侶・李桃浄海    |
| 竭力学舎<br><small>かつりきがくしゃ</small>  | 高木村、後ヶ谷村 | 円乗院寺子屋   | 僧侶・木村淳賢    |
| 研精学舎<br><small>けんせいがくしゃ</small>  | 清水村、宅部村  | 三光院本堂    | 内堀太一郎、後藤兵庫 |

この学校が建設されるまでには約一年を要しています。蔵敷村の有力者・内野左衛門氏の記録(杳翁記録)に次のように書き残されています。

「明治五年八月、学制が御頒布された。同六年二月、神奈川県から「従来の筆学所(寺子屋、手習い)は一切廃止、師匠は試験の上、小学舎の教師になれ」と達せられた。

当時、村々の間では相談して、芋窪・蔵敷・奈良橋に小学舎一校を設け、高木・後ヶ谷・宅部・清水の四か村に一校と決めていたが、まだ着手していなかったのも、その計画を直ちに止め、次(全ページ表)のように校舎を置いた。」

記述からすると、学制発布後、神奈川県からの強い通達によって、学校の設置は明治6年(1873)2月以後になされ、場所は神社か寺院、旧寺子屋の跡であったことがわかります。



小学校の位置

教師は神官や僧侶、寺子屋の師匠が当たっています。研精学舎の内堀太一郎は郷学校の卒業生、後藤兵庫は神官でした。校舎を新設したり、教員を招く余裕はなかったことがわかります。授業の内容は、「ほとんど従前の手習塾そのままであったといえる。」(武蔵村山市史通史編下 p69)と記すように、実質は寺子屋の延長と近いものであったようです。

### ①建設費は寄付

どこの村も頭を痛めたのが建設費でした。国からの補助は1円台でした。ほとんどを村人達からの寄付金でまかないました。大和町史は汎衆学舎を建設した蔵敷村について

「小学校設立資金を、最低一二銭五厘から最高一五円まで、五五人が拠出して一一八円八七銭五厘を集めている。おそらく全村民に割り当てたものではなかろうか。中にはこの寄付金を「本人当六十歳にて、日々木綿糸紡賃ヲ以」充てたり、「貧婁（ひんろう）にて毎夜索綯シテ以充」てたものもいた。」(p331)と書いています。索綯は縄をなう意味です。

### ②運営費は寄付金利子

運営費が大変でした。多くが寄付金とその利子でまかないました。大和町史は

「蔵敷、奈良橋、高木、宅部、後力谷、清水の六カ村は汎衆、巖玉、竭力、研精の四学舎を経営する方法として、六カ村で共同して、全村民に対し一反歩につき五〇銭の割で徴収し、総計一、六七五円六一銭四厘を基本金とし、これの一割の利子一六七円五六銭一厘で四校を経営することを計画した。」(p333)としています。

### ③就学率は30%

小学校は、原則、学齢対象全員を就学対象としました。しかし、当時の村の村の状況ではとうてい無理でした。どこの市史を見ても、一様に就学率の低さを指摘します。大和町史でも

「入学児童は満六歳から十二歳までであるが十一区十番組(大和町域七ヵ村)では男二〇六人女二二〇人計四二六人が該当した。しかし、実際に就学し得たものは男女合わせて一七八人であった。就学すべき児童の三割足らずが入学したにすぎなかった。」(p331)とします。

明治8年(1875)蔵敷村の就学状況

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 学齢人口 | 6歳～13歳まで | 男24人 女31人 |
| 就学数  |          | 男22人 女19人 |
| 就学率  |          | 91% 61%   |

## (3) 小学校の変遷

明治9年(1876)7月、神奈川県からの通達により、一つの村に小学校一校を置く場合は校名に村名をつけることになりました。

- ・芋窪、蔵敷、奈良橋村は村名通りとしました。
- ・高木村と後ヶ谷村では二つの村で「竭力学舎(かつりき)」、宅部村(現在の村山貯水池に沈んだ)

と清水村の二村で「研精学舎（けんせい）」が設立されていました。この取り扱いには困ったものと思われます。ちょうど、学校の統合が進められていたこともあってか、明治 10 年(1877)2 月に、二校を統合し「高狭学校」(たかさ)としました。背景には、明治 8 年(1875)6 月 4 日、後ヶ谷村と宅部村が合併し「狭山村」となったことが考えられます。高木村と狭山村の名をとっています。

### 東大和市・明治期小学校の推移

| 村名・年  | 明治 5(1872)       | 明治 6(1873)                       | 明治 9(1876) | 明治 10(1877)                                                       | 明治 12(1879)             | 明治 27(1894)   |
|-------|------------------|----------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 芋 窪 村 | 1 校を計画<br>(校舎無し) | 小禎学舎<br>(豊鹿島神社<br>神主宅)           | 芋窪学校       |                                                                   | 昇隆学校<br>(豊鹿島神社<br>参道右側) | 第一村山尋常<br>小学校 |
| 蔵 敷 村 |                  | 汎衆学舎<br>(蔵敷太子堂<br>現・公会堂)         | 蔵敷学校       |                                                                   |                         |               |
| 奈良橋村  |                  | 巖玉学舎<br>(雲性寺<br>仮本堂)             | 奈良橋学校      |                                                                   |                         | 第二村山尋常<br>小学校 |
| 高 木 村 | 1 校を計画<br>(校舎無し) | 竭力学舎<br>(明治 8 年 竭力学校)<br>(円乗院境内) |            | 高狭学校<br>(狭山円乗院境内)                                                 |                         | 第三村山尋常<br>小学校 |
| 後ヶ谷村  |                  | 研精学舎<br>(明治 8 年 研精学校)<br>(三光院境内) |            | (明治 18 年(1885)12 月 18 日<br>円乗院火災、明治 20 年(1887)<br>現・狭山公民館の地に校舎建設) |                         |               |
| 宅 部 村 |                  |                                  |            |                                                                   |                         |               |
| 清 水 村 |                  |                                  |            |                                                                   |                         |               |

そして、現在の村山貯水池に沈んだ地域にあった研精学舎は廃止されました。宅部村の全児童と清水村の一部の児童は狭山丘陵の一峰を超えて通学せざるをえなくなりました。清水村では自分たちの村名がつきません。この地域の村人には、様々な決断を迫られたものと推測されます。

学校統合の動きはさらに続き、明治 10 年(1877)9 月、芋窪、蔵敷村間で芋窪学校、蔵敷学校を統合し、昇隆学校を新設することが決まりました。現在の「生活センター」の場所です。工費は 1 千 443 円 43 銭、明治 12 年(1879)6 月 5 日開校されました。経費はどのように捻出したのか気になります。

また、寺子屋の頃から周辺の子弟を集めて、太子堂で熱心に教育を進めていた蔵敷村に学校がなくなりました。村人達には複雑な思いがあったものと推測されます。

◎明治 9 年(1876)、鎌田喜三 15 歳で、東京に留学

「高林の門下生となって漢書と取り組むことから始めて、中村正直が主宰する有名な同人社に入り、はじめて英学に触れる。さらに明治法律学校に入学して法律を修める。都合五か年に及ぶ東京での学生生活」(東大和市史資料編 10p64)

◎明治 9 年(1876)、千葉卓三郎 四月ヨリ同十年一月マテ、仏人ウィグロー二就キカトリック教ヲ学ビ(小説千葉卓三郎 p31)

◎明治 9 年(1876)、深沢権八、村用掛となる。16 歳

明治 26 年(1893)4 月 1 日、それまで神奈川県に属していた三多摩が東京府に変わりました。これを機に校名変更が行われ、明治 27 年(1894)12 月 5 日、昇隆学校、奈良橋学校、高狭学校にそれぞれ第一から第三に至る尋常小学校名がつけられました。

### Ⅲ産声を上げた地方制度

#### 1 廃藩置県と村

##### (1) 廃藩置県

明治4年7月14日、「廃藩置県」の詔書が発せられました。

- ・藩が廃止され、大名領がなくなりました。3府・302県という、多数の県になりました。
- ・その後、規模等を調整し、合併が進められた結果、同年11月22日には全国で3府72県
- ・明治4年11月3日、品川県が廃止、同年11月15日、葦山県が廃止されました。
- ・その結果、武蔵国は、東京府、神奈川県、入間県、埼玉県に区分されました。

東大和市域の村々は結果的に神奈川県に属しました。その所属時期に若干のずれがあります。

- ・明治4年12月20日、葦山県に属していた芋窪村、蔵敷村、奈良橋村、高木村、後ヶ谷村、宅部村が神奈川県に
- ・明治5年1月29日、品川県に属していた清水村が神奈川県に編成されました。
- ・神奈川県には明治26年(1893)4月1日、「東京府神奈川県境域変更法」によって三多摩全域が東京府に移管されるまで属していました。
- ・当時の県と村の関係はページを改めてその経緯を示した図を引用します。

##### (2) 名主の廃止

明治5年(1872)4月24日、政府は「庄屋、名主、年寄等はすべて廃止し戸長、副戸長と改め、これまでの事務をすべて引き継ぐのはもちろん土地人民に関することは一切取り扱うべし」との布告を出しました。

従前の村役人は廃止され、戸籍区と云う限られた行政区ですが、事務の執行体制が置かれるようになりました。

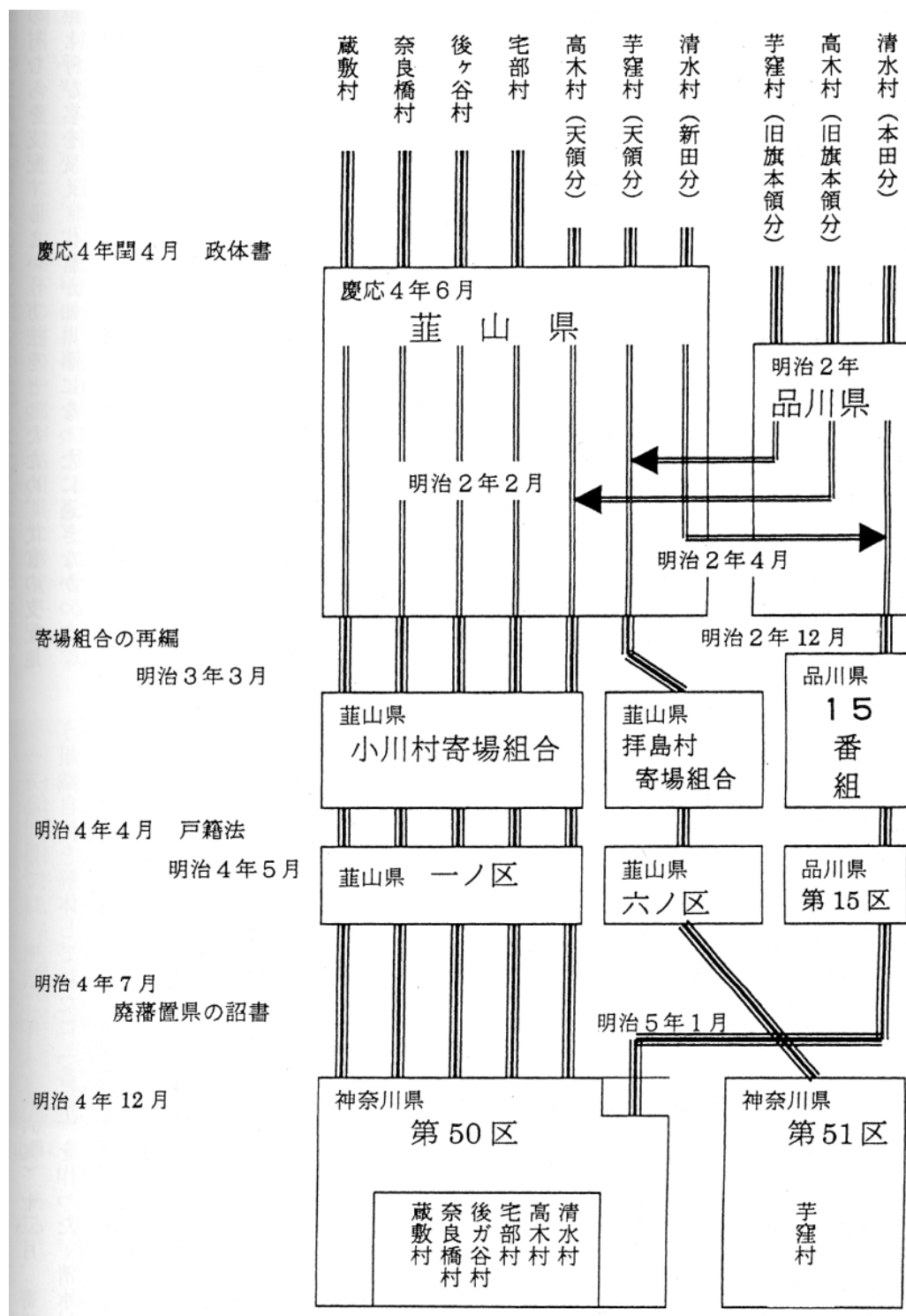
##### (3) 区番組制と戸長

明治6年(1873)4月、神奈川県は県内を20の区に区分しました。更に区の中に番組を設定しました。東大和市域では芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、後ヶ谷、宅部、清水の7か村が第十一区十番組となりました。番組には戸長と副戸長が置かれました。初代戸長には蔵敷村の内野奎左衛門、副戸長に高木村の宮鍋庄兵衛が任命されました。

この時、内野奎左衛門は17才、隣接第十区区長には野津田村(八区区長と兼務)の石坂昌孝がいました。東大和市史資料編10は

「明治七年(一八七四)二月末から四月はじめまでの一か月余りと短い期間ではあったが、のちに三多摩、あるいは神奈川県 of 自由民権運動の最高指導者となる石坂が、北多摩の地域にあって多くの戸長や区長と接触した可能性は高い。内野がこのころ、石坂と出会い、さまざまな刺激を受けていたことが推測される。」(p55)としています。

・村と県の所属の経過



東大和市史 p 252

#### (4) この時期の関係者の動向

##### 明治7年(1874)

- ・1月17日、板垣・副島、後藤象二郎、小室信夫、古沢滋民 民撰議院設立建白書を提出。
- ・1月、中島信行が神奈川県令になる。(もと土佐藩士、海援隊・坂本龍馬の門下) 9年4月まで在任。  
民権主義者と評される。
- ・2月、深沢権八 勸能学校卒業(石井道郎 戸倉物語 p131)
- ・4月、板垣退助ら高知に立志社を設立
- ・2月から8月頃までの間、千葉卓三郎投獄される。(相沢源七 千葉卓三郎の生涯 p 39)

##### 明治8年(1875)

- ・大阪に愛知社設立
- ・永沼織之丞 五日市の学校係に任命される。やがて五日市勸能学校(かんのう)の校長となる。(小説千葉卓三郎 p29)
- ・5月ヨリ同九年二月マテ 千葉卓三郎 市ヶ谷ニ於テ安井息軒ニ從ヒ業ヲ受ケ、(履歴書)
- ・6月、第一回地方官会議。中島信行「地方民会の公選」を主張(府中市史 下 p 210)  
「区長を以て府県会を興し、戸長を以て区会を興す」と主張したが、直ちには実現せず、明治12年(1879)3月に開設された」(大和町史 p358)  
蔵敷村の内野奎左衛門は地方官会議を傍聴した(東大和市史 p 268)20才。

##### 明治9年(1876)

- ・鎌田喜三 15歳で、東京に留学  
高林の門下生となって漢書と取り組むことから始めて、同人社(中村正直が主宰)に入り、はじめて英学に触れる。さらに明治法律学校に入学して法律を修める。都合五か年に及ぶ東京での学生生活(東大和市史資料編 10p64)
- ・千葉卓三郎 「明治八、九年頃から五日市に往来するようになり、永沼校長をはじめ深沢名生、権八親子や内山安兵衛らとも親交を深めるようになったのである。ここで深沢親子と邂逅したことはかれ自身の人生にとって大きなステップとなった。」(五日市町史 p720)
- ・深沢権八、村用掛となる。16歳

#### (5) 自治の基礎に村が置かれた

明治11年(1878)7月22日、政府は地方制度のもとになる三新法と呼ばれる法律を定めました。郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則です。

伝統的な自然集落の「町・村」を自治の単位とすることにして、町村と府県との間に地方行政区画としての「郡」を設けました。

多摩郡は郡の区域が広いため、明治11年(1878)11月18日、東、西、南、北の4郡に分けました。三多摩の誕生です。この時の北多摩郡はおおむね、十、十一、十二の3大区で編成されました。1町131村、戸数11,749戸、人口62,643人でした。

これまでの区長は10月30日に廃止され、郡長は11月18日、砂川源五右衛門が任命されました。郡役所は12月2日、府中番場宿106番地矢島九兵衛家に置かれました。

##### ・村の長＝戸長が選ばれた

村には戸長を置きました。明治11年(1878)7月の太政官達で「行政に従事すると其町村の理事者

たと二様の性質の者」されました。国家政策の実施者と町村の理事者の両面を持つ、村の長が誕生しました。実際には、明治12年（1879）3月に、各村々に戸長が置かれました。

(6) 衆楽会(多摩最初の民権学習会)発足

明治 11 年(1878)1 月 17 日、芋窪村の石沢山愛染院＝蓮華寺(当時は村山貯水池に沈んだ地域にあった)で、自由民権に関わる学習会が発足しました。芋窪村と蔵敷村の人々、昇隆学校の関係者が集まりました。内野徳隆(左左右衛門 嘉一郎の父)が幹事を務めています。

「郷党ノ学士自治ノ道ヲ知ラント欲シ、相  
与ニ之レヲ謁リ衆樂会ヲ設為シ、連月一回若  
シク 二回ヲ期シ、各自集会シテ切磋琢磨シ  
テ、或ハ文ヲ講シ、或ハ書ヲ評シ、或ハ余時  
ニ詩歌ヲ詠ス、蓋シ此会ノ号アル所以ナリ」  
(明治十一年一月十七日 木曜日)

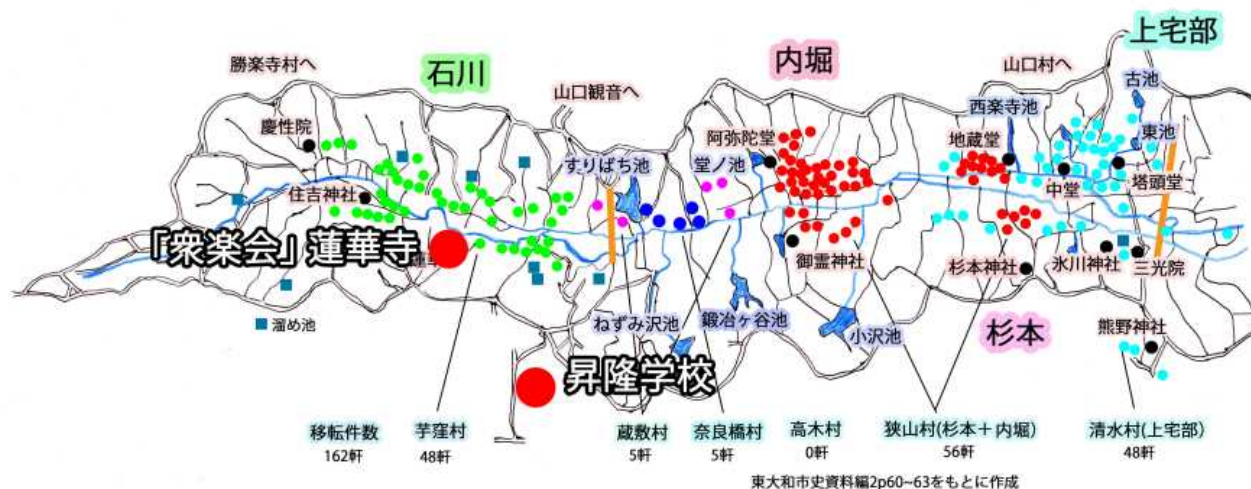
との趣旨が記された式次第が残されています。会長は昇隆学校の訓導江口栄雲でした。

幹事石井権左衛門は「・・・良友相互に愚心を切磋せしを、文明開化の旺盛ならんことを希望する・・・」と祝い文を読み上げています。

これまでは多摩の自由民権に関する結社の活動は、明治 11 年(1878)5 月、南多摩郡野津田村(町田市)の結社「責善会」(せきぜんかい) (東大和市史資料編 10 p 56)

で行われた活動が最初と考えられていました。

衆楽会の存在は、それを先駆けての活動が東大和市で行われたことを明らかにしました。この項の詳細は別に記します。



## ・関連する動き

- ◎明治 11 年 4 月から 12 年 1 月ごろにかけて千葉卓三郎が草花村の開明学舎に教員として在職していたことが確認されている。(秋川市史 p1140)
- ◎明治 12 年(1879)2 月、第一回神奈川県会議員選挙、内野嘉一郎当選 24 歳 20 年(1887)まで議員
- ◎明治 12 年(1879)7 月 5 日、蔵敷村村会議員選挙 12 年から 13 年にかけて各村の議員選挙が行われる。
- ◎明治 12 年(1879)十二月ヨリ同十三年四月マテ 千葉卓三郎 東京麹町二於テ商業ニ従事シ、(履歴書)
- ◎明治 12 年(1879)、嚶鳴社 私擬憲法草案発表される。(相沢源七 千葉卓三郎の生涯 p 106)
- ◎明治 12 年(1879)、五日市に学術演説会(後の学芸講談会)が生まれる。(相沢源七 千葉卓三郎の生涯 p 106)
- ◎明治 14 年(1881)1 月 1 日、蔵敷村に「新聞購読社」が結成されます。

## 2 神奈川県議会の設置（内野左衛門が選出された）

明治 11 年(1878)7 月、府県会規則の公布により、翌、明治 12 年 2 月、「神奈川県会議員選挙区」を定め選挙が行われました。

- ・議員定数は 3500 戸につき 1 人の割合で、47 人でした。
- ・被選挙権は  
本籍が神奈川県で地租を 10 円以上納め、その県内に満 3 か年以上定住する満 25 歳以上の男子
- ・選挙権は地租 5 円以上を納める満 20 歳以上の男子、官吏や教導職は除外

と定められました。北多摩郡からは、当時の戸数 11,740 戸に応じて定数 3 人と決まりました。その結果、蔵敷村(東大和市)の内野左衛門、宮沢村(昭島市)の指田忠左衛門、野崎村(三鷹市)の吉野泰三の 3 名が当選しました。

「県会の権限は“地方税で支弁すべき経費”の予算やその徴収方法を議定することにあつた」「県会は、県令に法案提出権があり、地方税関係以外は県令からとくに諮問がない限り県会が関与できなかった」(武蔵村山市史下 p124 ~ 126)とされます。

初代議長には南多摩郡野津田村の石坂昌孝が選ばれました。『未完の多摩共和国』を著した佐藤文明氏は、この時の当選者について次のように分析しています。

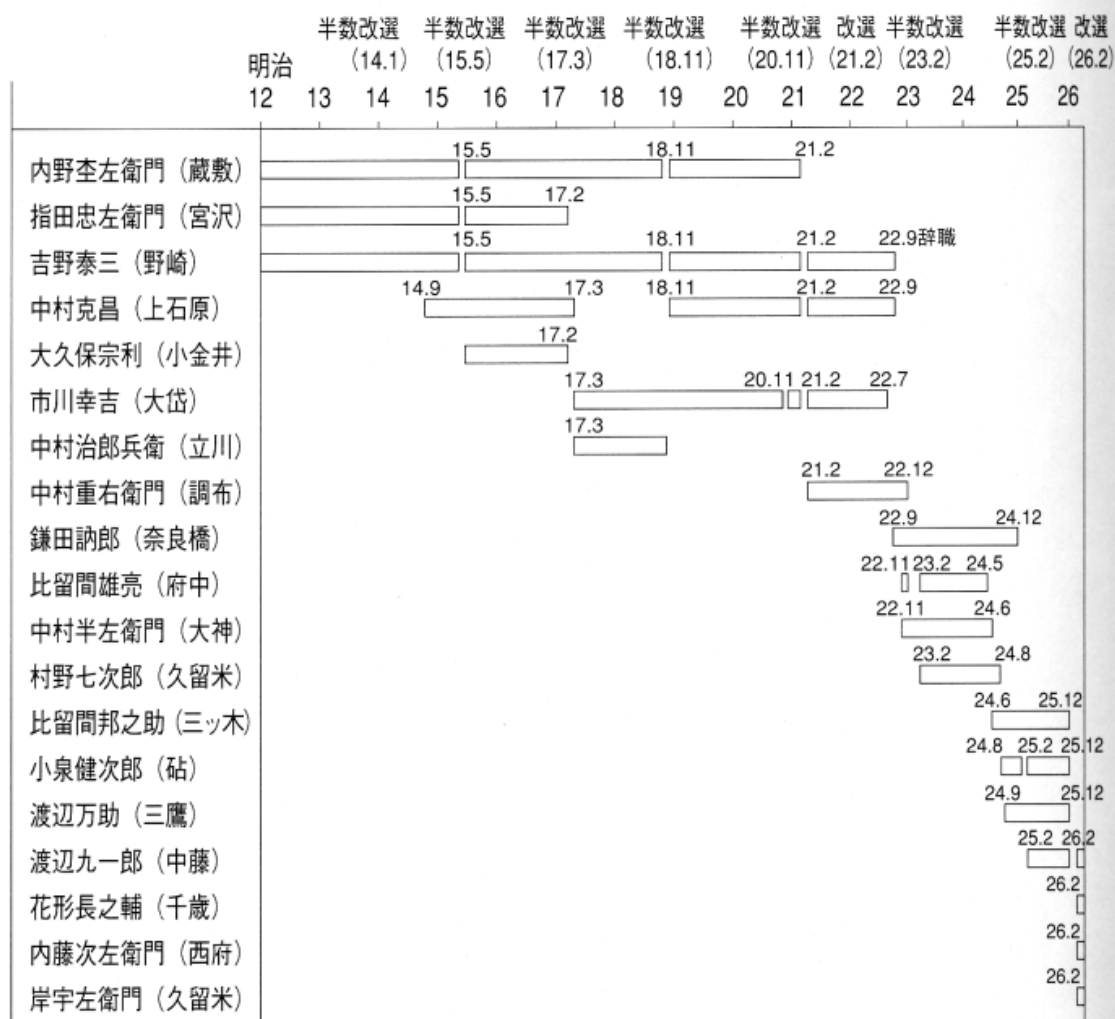
「南多摩は「石坂昌孝(A B)、富沢政恕(まさひろ A B)、谷合弥七(AB)、天野清助(A)」、北多摩では「内野左衛門(B)、指田忠左衛門、吉野泰三(A)」、西多摩では「田村半十郎(B)、土谷勘兵衛、指田茂十郎(B)」が当選した。A は天然理心流門人、B は農兵隊関係者である。天然理心流と農兵隊の関係者がいかに多いかがわかるだろう。とくに南多摩郡は全員が天然理心流門人である点で注目に値する。

神奈川県会議長には石坂昌孝が選出され(短期で辞任。二代目議長は高座郡の今福元頼・もとえい)、神奈川県会は薩長政権に抵抗する自由民権の砦となっていくた。」(p 292 ~ 293)

北多摩郡選出の神奈川県議会議員については武蔵村山市史が次の通り表にまとめています。蔵敷村の内野左衛門は明治 12 年(1879)から明治 21 年(1888)まで在任し、明治 22 年 9 月の選挙で奈良橋村鎌田訥郎(喜三)に変わっていることにご注意下さい。

◎明治 21 年(1888)、深沢権八 神奈川県会議員となる 27 歳(五日市町史 p797)

表 I-20 北多摩郡選出の神奈川県会議員 (明治12年 2 月～26年 3 月)



注(1) 第1回選挙は明治12年 2 月 26年 4 月 1 日に東京府移管となる

(2) 解散選挙および半数改選以外の補欠選挙は14年 1 月、同年 9 月、18年 1 月、21年 9 月、22年10月、24年 6 月、同年 8 月、同年 9 月に行われた

(武蔵村山市史通史編下 p125)

### 3 初めての村会 (神奈川県町村会規則)

・明治 12 年(1879)6 月 13 日、神奈川県は「町村会規則」を布達しました。村に「村会」を置くことを定めたもので、国に先行すること 1 年前でした。

議員の数は町村内の戸数によって定められ、100 戸未満は 10 人以下、100 戸から 200 戸未満は 15 人、それ以上は 200 戸ふえるごとに 5 人ずつの増員とされました。

選挙権・被選挙権はその町村内に本籍と住居を定める満 20 歳以上の男子で、村内に土地を持つ者とされました。

町村会は毎年2回、5月と11月に開かれ、会期は戸長からの延期の申し出がないかぎり10日以内とされました。

議決する事項は

- ・町村の経費で支弁する事業
- ・町村の経費の予算・徴収方法
- ・町村共有財産の処分・維持方法
- ・戸数割税の徴収税率

などでした。地方税の賦課は県から個人に賦課されるのではなく村に割り当てられていました。近代的な装いのもと、江戸時代からのしきたりが残されていました。

東大和市域の村々では、明治12年から13年にかけて、村会議員の選挙が行われ、議員が選ばれて、各村ごとに村会が成立しました。

### (1) 蔵敷村の村会

蔵敷村では明治12年7月5日、村会議員の選挙が行われ、7人の議員が確定しました。村の商人、比較的富裕な農民でした。

翌13年2月11日、最初の村会が開かれました。

議案は、明治十二年度地方税地租割戸数割賦課法、明治十二年度協議費支出予算、協議費則の三案でした。その日の内に可決されています。

第60表 明治12年、蔵敷村、  
村会議員選挙結果

| 被 選 人        | 得票数 |
|--------------|-----|
| ○内 野 平 五 郎   | 49  |
| ○鈴 木 米 蔵     | 47  |
| ○内 野 吉 右 衛 門 | 46  |
| ○小 島 常 七     | 46  |
| ○小 島 美 代 吉   | 46  |
| ○小 島 佐 吉 郎   | 46  |
| ○鈴 木 重 蔵     | 30  |
| 並 木 信 吉      | 25  |
| 木 村 文 次 郎    | 6   |
| 伊 藤 勘 蔵      | 4   |
| 内 野 清 右 衛 門  | 3   |
| 木 村 房 次 郎    | 2   |
| 小 島 奥 蔵      | 1   |
| 内 堀 庄 左 衛 門  | 1   |
| 内 野 半 兵 衛    | 1   |
| 小 島 鶴 蔵      | 1   |

Ⅰ 内野家文書「村会日誌」より  
Ⅱ ○印は当選者

### (2) 高木村の村会

高木村では明治12年に、村会議員6名が選挙によって選ばれました。戸長宅に高木村の「役場」が置かれました。

右の表は明治12年高木村の歳出予算です。215円中、小学校費が32%、県に納める地租割税が25.5%、戸数割り15%です。県に納める税が40%を超えていることがわかります。

予算は、地租を村に割り当てられ、村で徴収し、村が納めているところに特色があります。現在の福祉や環境などの費目は一切ありません。県の事務の執行を容易にする手段であったととられます。

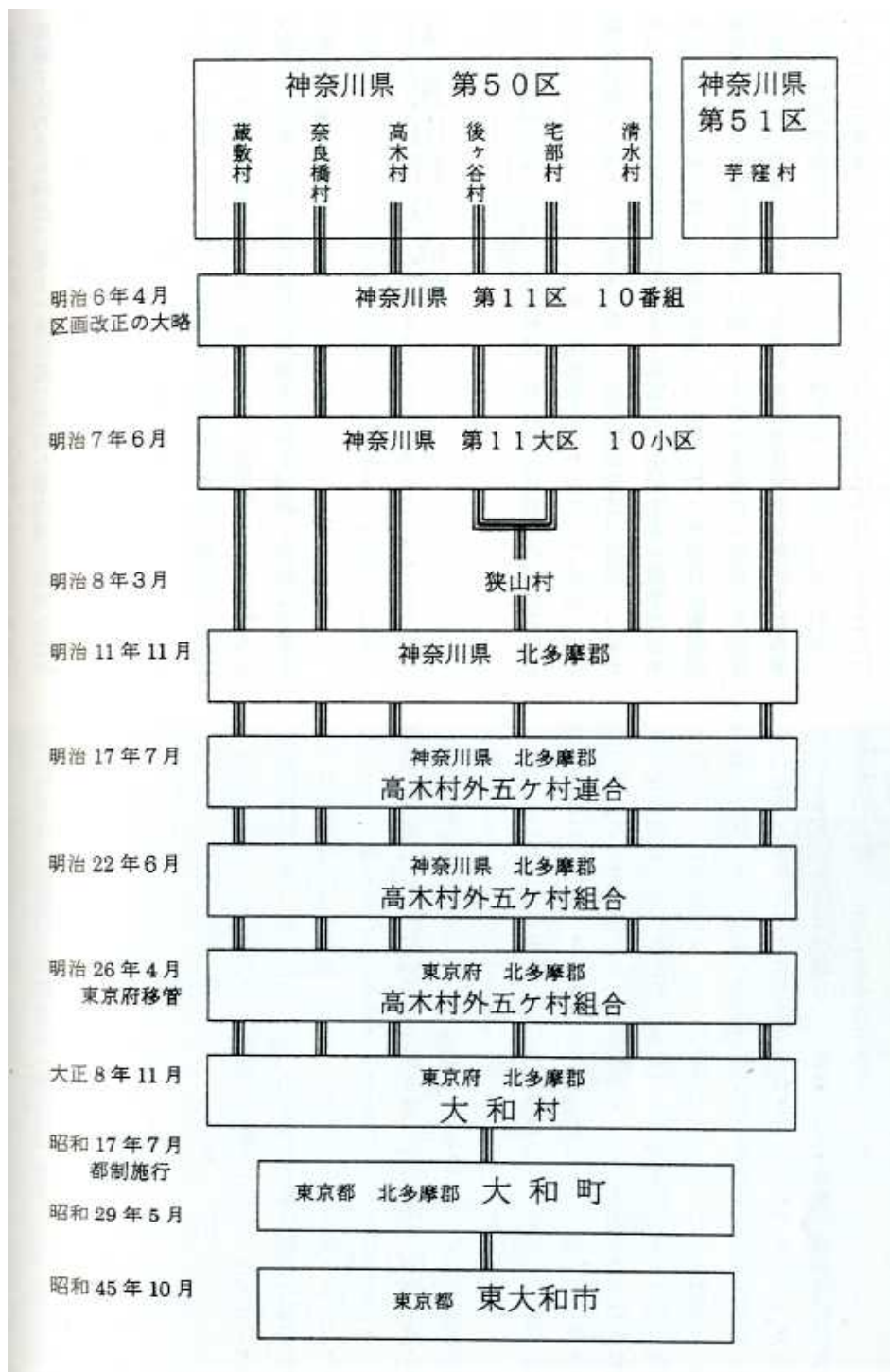
しかし、村の予算を村民の代表が定めて執行するという、地方自治の芽生えが見られることは確実です。注意すべきは、高木村には「村会」の他に「地主総代会」があって、睨みをきかせていたことです。(表は大和町史 p359 から引用しました)

| 計        | 10          | 9                | 8                          | 7                          | 6           | 5                     | 4                                      | 3                               | 2           | 1                                 | 項<br>目 | 支<br>出<br>額 | 備<br>考 |
|----------|-------------|------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-----------------------|----------------------------------------|---------------------------------|-------------|-----------------------------------|--------|-------------|--------|
|          | 会<br>議<br>費 | 諸<br>筆<br>墨<br>紙 | 旅<br>走<br>人<br>給<br>料<br>費 | 小<br>走<br>人<br>給<br>料<br>費 | 祭<br>典<br>費 | 水<br>火<br>防<br>禦<br>費 | 小<br>学<br>校<br>費                       | 道<br>路<br>橋<br>梁<br>修<br>繕<br>費 | 戸<br>数<br>割 | 地<br>租<br>割<br>税                  |        |             |        |
| 二一五、〇九、九 | 六、四〇、〇      | 六、〇〇、〇           | 六、〇〇、〇                     | 五、〇〇、〇                     | 五、〇〇、〇      | 二、〇〇、〇                | 六九、六八、五                                | 二八、〇〇、〇                         | 三二、〇〇、八     | 五四、 <sup>円</sup> 九八、六             |        |             |        |
|          |             |                  |                            |                            |             |                       | 三ヶ村のうち <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 割当分 |                                 | 一戸当り 六二銭八厘  | <sup>1</sup> / <sub>3</sub> 当村負担分 |        |             |        |

第61表 明治12年高木村村会議案第1号

◎奈良橋村では鎌田喜三が村会議員に選ばれたと推定されます。

◎地方の自治が制度的にゆっくりですがつくられ始め、様々な情報がもたらされる中で、村の人びとに自由民権の動きが芽生えてきます。それらについては、別に期します。



東大和市史 p256

# 注

文中、年齢の表記は基準を各人の誕生年を1才として計算しています。そのため、他資料と異なる場合があります。